

宮城県農業経営改善関係資金運営要領

第 1 趣旨

この要領は、農業経営改善関係資金基本要綱（平成 14 年 7 月 1 日付け 14 経営第 1704 号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）に定める次の対象資金（以下「対象資金」という。）を円滑に融通するため、その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

ただし、クイック融資による農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金）及び農業近代化資金の取扱いについては、平成 19 年 3 月 30 日付け 18 経営第 7836 号農林水産省経営局長通知の定めるところにより対応するものとする。

- (1) 農業近代化資金
- (2) 日本政策金融公庫資金
 - ① 農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金）
 - ② 経営体育成強化資金
 - ③ 農業改良資金
 - ④ 青年等就農資金

第 2 農業者の手続等

対象資金の借入れを希望する農業者（以下「借入希望者」という。）は、(1)に掲げる関係書類を作成し、(2)の提出先に提出するものとする。

- (1) 関係書類
 - ① 借入申込希望書兼経営改善資金計画書（基本要綱別紙 1）
 - ② 農業経営改善計画書及び農業経営改善計画認定書の写し（認定農業者の場合）
 - ③ 青年等就農計画書及び青年等就農計画認定書の写し（認定新規就農者の場合）
 - ④ 認定新規就農者の貸付けに関する意見書（基本要綱別紙 2 の(1)）（指導農業士等から農業経営の指導等を受けている認定新規就農者が、当該指導農業士等から認定新規就農者の貸付けに関する意見書の交付を受けている場合）

- (2) 関係書類の提出先

対象資金の取扱いを行っている別紙 1 に掲げる金融機関（以下「窓口機関」という。）のうちのいずれかとする。

- (3) 借入希望者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 12 条の 3 に規定する飼養衛生管理基準をいう。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、農場所在地を所管する県家畜保健衛生所から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を(1)と併せて提出するものとする。

第 3 窓口機関の手続等

- (1) 融資相談の対応等

窓口機関は、対象資金に係る苦情相談窓口を設置し、苦情等相談処理簿（窓口機関の任意様式）及び融資相談案件処理簿（様式第 13 号又は様式第 13 号を参考とした窓口機関の任意様式）を整備するものとし、苦情等又は経営改善資金計画書等の受理の有無にかかわらず、その内容及び処理状況等について整理しておくものとする。

(2) 関係機関への通知

窓口機関は、借入希望者から関係書類を受理した場合、以下に定める関係機関にその写しを原則として電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により送付するものとする。

なお、①の場合には、以後、本要領で定める窓口機関の手続については、第 4 の規定により融資審査を行う融資機関（以下「融資機関」という。）が行うものとする。

- ① 借入希望者が特定の資金の借入を希望している場合又は別紙 2 の農業経営改善関係資金選択基準により、借入希望者に最もふさわしい資金が特定できる場合（以下「資金が特定できる場合」という。）

別紙 3 のとおり

- ② 借入希望者が特定の資金の借入を希望していない場合で、別紙 2 の農業経営改善関係資金選択基準によっては、借入希望者に最もふさわしい資金が特定できない場合（以下「資金が特定できない場合」という。）

別紙 4 のとおり

(3) 経営改善資金計画の認定申請

窓口機関は、以下の場合には、特別融資制度推進会議設置要綱（平成 13 年 9 月 12 日付け 13 経営第 2931 号農林水産事務次官依命通知）第 1 の規定により市町村段階に設置されている特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）の会長に対し経営改善資金計画認定申請書（様式第 2 号）を原則として電磁的記録により提出するものとする。

- ① 借入希望者が認定農業者であり、かつ、農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金）又は農業近代化資金の借入を希望している場合
- ② 集落営農組織が農業近代化資金又は農業改良資金の借入を希望している場合
- ③ 借入希望者が認定新規就農者の場合

- (4) 農業近代化資金の利子補給承認申請手続及び農業改良資金融通法（昭和 31 年法律第 102 号）第 6 条に規定する認定申請手続については、それぞれの資金に関する規定の定めるところによるものとする。

第 4 審査体制の協議

- (1) 株式会社日本政策金融公庫及び民間金融機関は、次のルールに従い審査体制を決定するものとする。この場合、審査体制とは、窓口機関において、又は、関係融資機関において協議し、融資機関及び借入申込資金を特定するため、必要な調整を行うことをいう。

- ① 資金が特定できる場合

借入希望者の希望する、又は取り引きしている融資機関が審査するものとする。

② 資金が特定できない場合

窓口機関を含む関係融資機関の協議により審査体制を決定するものとする。

- (2) (1)の②の場合、農業改良普及センターは、審査体制の協議に参加し、地方振興事務所又は地方振興事務所地域事務所とも連絡をとって融資機関の審査が円滑に進むよう、必要な調整を図るものとする。

第5 審査体制の通知

窓口機関は、第4の規定により審査体制が決定された後ただちに、様式第3号により借入希望者に通知するとともに、様式第4号により融資機関に通知するものとする。ただし、借入希望者が特定の資金の借入れを希望した場合には、この通知を省略できるものとする。

第6 借入申込書等の提出

借入希望者は、審査体制が決定された場合には、速やかに①（宮城県農業信用基金協会の保証を希望しない場合）または②（宮城県農業信用基金協会の保証を希望する場合）の書類を融資機関に提出するものとする。ただし、第1の(2)に規定する日本政策金融公庫資金に係る借入申込書については、株式会社日本政策金融公庫が指定する様式によるものとするが、農業経営基盤強化資金（スーパーL 資金）に係る借入申込書については、経営改善資金計画について推進会議の認定を受けた後に融資機関に提出するものとする。

① 借入申込書（基本要綱参考様式3）

② 借入申込書兼債務保証委託申込書（基本要綱参考様式4）

債務保証に関する意見書（別紙参考様式を用いること。ただし、宮城県農業信用基金協会が別に指定する方式がある場合には、その方式によること。）

第7 推進会議の手続

推進会議の会長は、窓口機関から経営改善資金計画認定申請書を受理したときは、以下の規定に従って、当該計画の認定手続を行うものとする。

(1) 構成機関への関係書類の送付

推進会議の会長は、別紙5に記載の構成機関のうち借入申込案件に直接関係を有する機関に経営改善資金計画書の写しを原則として電磁的記録により送付するものとする。

(2) 認定要件

① 次に掲げる農業経営改善計画又は青年等就農計画との整合性

イ 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画

ロ 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5の認定に係る経営改善計画

ハ 果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項の認定に係る果樹園経営計画

ニ 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項の認定に係る

青年等就農計画

- ② 農業経営改善計画又は青年等就農計画の達成確実性
- ③ 借入金の償還の確実性等

(3) 認定審査結果の通知

- ① 推進会議の会長は、様式第7号により、窓口機関に対し認定審査結果を通知するとともに、通知書の写しを認定の翌月5日までに所管の地方振興事務所長又は地方振興事務所地域事務所長（以下「所長」という。）に原則として電磁的記録により送付するものとする。
- ② 窓口機関は、①の通知を受理したときは、様式第8号により、速やかに借入希望者に対し認定審査結果を通知するものとする。
- ③ 所長は、①の通知及び経営改善資金計画書の写しについて、内容を確認した後、適切に保管するものとする。

第8 融資審査

融資機関は、基本要綱第3の2及び第5の4の規定に基づき、融資審査を行うものとする。

なお、融資機関は、融資を行わないときは、融資審査の結果について融資審査等総括表（基本要綱参考様式2）に記録するものとする。

第9 融資審査結果の最終調整

融資審査を行った融資機関は、次のいずれかに該当する場合、融資審査結果を様式第9号により窓口機関及び関係融資機関に通知し、最終調整を行うものとする。この場合、窓口機関と融資機関が同一の場合にあっては、当該通知を省略することができる。また、融資機関の所定の貸付決定通知書により、当該通知に代えることができる。

- (1) 複数の融資機関が融資審査を行った場合
- (2) 第4の(1)の②の規定により、関係融資機関の協議により審査体制を決定した場合
- (3) 基本要綱第5の4の(4)の規定により、審査体制を変更した場合

第10 借入希望者への通知

- (1) 窓口機関は、経営改善資金計画書等の受理を拒否する場合には、基本要綱第5の6の(1)の規定により、その理由を様式第14号により借入希望者に通知するものとする。
- (2) 基本要綱第5の6の(2)の規定により、窓口機関は、借入申込希望書等の受理から原則として1か月半以内に借入希望者に融資の可否を通知することとしており、この通知は様式第10号に様式第9号を添付して行うものとする。この場合、融資機関と窓口機関とが同一のときは、当該融資機関所定の貸付決定通知書又は様式第11号により通知するものとする。
- (3) 基本要綱第5の6の(3)の規定により、融資を行わない場合には、窓口機関が借入希望者に対してその理由を説明することとされているが、この説明に当たっては、融資機関に同席を求めるなど、融資機関と十分に連携を図るものとする。

第 11 債権保全措置

宮城県農業信用基金協会の保証については、基本要綱第 3 の 3 の (3) の規定にかかわらず、同協会の定めるところによるものとする。

第 12 経営状況の報告

基本要綱第 3 の 4 の (2) の規定に基づき、借入者は、経営改善資金計画期間中、経営改善資金計画が達成されるまでの間、毎年、経営状況報告書（様式第 12 号－ 1 又は様式第 12 号－ 2）により、経営状況を融資機関に報告するものとし、その取扱いについては次のとおりとする。

(1) 融資機関は、借入者に対し、毎年 3 月末日までに経営状況報告書を送付し、提出を求めるものとする。

なお、融資機関は、経営状況報告書の送付に際し、借入者が計画と実績を比較できるよう、融資機関であらかじめ記載すべき欄を記載の上、送付するものとする。

(2) 借入者は、経営状況報告書に前年実績を記載し、決算報告書又は申告書の写しを添付の上、毎年 4 月末日までに、融資機関へ提出するものとする。

(3) 融資機関は、所管の所長又は市町村長から求められた場合には、(2) の経営状況報告書の写しを所管の所長又は市町村長に原則として電磁的記録により提出するものとする。

(4) 所長は、(3) の規定により経営状況報告書の写しの提出を受けたときは、関係する農業改良普及センター所長に送付するものとする。

(5) (4) の規定により、経営状況報告書（写し）の提出を受けた農業改良普及センター所長は、次の場合において借入者に対する経営指導を実施するものとする。

① 借入者から経営指導の申し出があったとき。

② 融資機関から指導依頼があったとき。

③ 農業改良普及センター所長が経営指導の必要があると認めたとき。

附 則

この要領は、平成 14 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

2 改正前の様式については、当分の間、これを使用することができる。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙 1)

経営改善関係資金の窓口機関

取扱いできる資金 窓口機関名		農業近代化資金	日本政策金融公庫資金			
			農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	経営体育成強化資金	農業改良資金	青年等就農資金
農業協同組合		○	○	○	○	○
農林中央金庫仙台支店		○	○	○	○	○
日本政策金融公庫仙台支店			○	○	○	○
銀行	株式会社七十七銀行	○	○	○	○	○
	株式会社仙台銀行	○	○	○	○	○
石巻信用金庫			○	○	○	○
石巻商工信用組合		○				
古川信用組合		○				

(注 1) 窓口機関は、資金取扱いの有無にかかわらず、すべての資金について受付窓口となる。

(注 2) このほかに、宮城県外に本店のある銀行の支店が窓口機関となる場合もある。

(別紙 2)

農業経営改善関係資金選択基準

1 認定農業者の場合

- ① 通算残高が 18 百万円（法人 36 百万円）を超える場合は、計画するすべての借入れについて農業経営基盤強化資金（スーパーL 資金）を選択する。
- ② 償還期間が 15 年を超える借入れが含まれる場合には、計画するすべての借入れについて農業経営基盤強化資金（スーパーL 資金）を選択する。
- ③ 農地取得に係る借入れを含む場合には、計画するすべての借入れについて農業経営基盤強化資金（スーパーL 資金）を選択する。
- ④ ①から③までに該当しない場合には、計画するすべての借入れについて農業近代化資金を選択する。

2 一般担い手農業者（認定農業者以外）の場合 （注）

- ① 通算残高が 18 百万円（法人 200 百万円）を超える場合は、計画するすべての借入れについて経営体育成強化資金を選択する。
- ② 償還期間が 15 年を超える借入れが含まれる場合には、計画するすべての借入れについて経営体育成強化資金を選択する。
- ③ 農地取得に係る借入れを含む場合には、計画するすべての借入れについて経営体育成強化資金を選択する。
- ④ ①から③までに該当しない場合には、計画するすべての借入れについて農業近代化資金を選択する。

(注) 借入希望者が認定新規就農者の場合には、青年等就農資金の活用も含め、借入希望者の経営実態等を踏まえて選択する資金を検討する。

(別紙 3)

窓 口 機 関 の 関 係 書 類 送 付 先
(資金が特定できる場合)

1 民間金融機関が窓口機関の場合

資金名 送付先	農業近代化 資金	ス ー パ ー L 資金	経営体育成 強化資金	農業改良 資金	青年等就農 資金
借入希望者が希望する又は取引している民間金融機関	◎	×	×	×	×
日本政策金融公庫仙台支店	×	◎	◎	◎	◎
農業改良普及センター	◎	◎	◎	◎	◎
宮城県農業信用基金協会	○ (注 1)	○ (注 1)	○ (注 1)	○ (注 1)	○ (注 1)

(注 1) 協会保証を全く希望しない場合、送付は不要

(注 2) 委託貸の場合など、本表の対応と異なる場合がある。

2 日本政策金融公庫が窓口機関の場合

資金名 送付先	農業近代化 資金	ス ー パ ー L 資金	経営体育成 強化資金	農業改良 資金	青年等就農 資金
借入希望者が希望する又は取引している金融機関	◎	◎	◎	◎	◎
農業改良普及センター	◎	◎	◎	◎	◎
宮城県農業信用基金協会	○ (注)	○ (注)	○ (注)	○ (注)	○ (注)

(注) 協会保証を全く希望しない場合、送付は不要

(別紙 4)

窓 口 機 関 の 関 係 書 類 送 付 先
(資金が特定できない場合)

送付先 窓口機関	日本政策金融公庫仙台支店	民間金融機関	
		農 協	農 協 以 外
日本政策金融公庫仙台支店	×	◎	◎
民間金融機関	◎ (借入希望者が希望する又は 取引している民間金融機関)	×	×
農業改良普及センター	◎	◎	◎
宮城県農業信用基金協会	○ (注)	○ (注)	○ (注)

(注) 借入希望者が協会保証を全く希望しない場合、送付は不要

(別紙 5)

特別融資制度推進会議における経営改善資金計画書の送付先

	農業近代化 資金	スーパー L 資金	農業改良 資金	青年等就農 資金
日本政策金融公庫仙台支店	◎	◎	◎	◎
宮城県農業経営・就農支援 センター	◎	◎	◎	◎
農林中央金庫仙台支店	◎	◎	◎	◎
各市町村				
農業委員会	◎	◎	◎	◎
家畜保健衛生所	◎	◎	◎	◎
地方振興事務所又は 地方振興事務所地域事務所	◎	◎	◎	◎

(注) 経営改善資金計画書の写しは、上記機関のうち借入申込案件に直接関係を有する機関に送付すること。